

③69歳以下( 3割負担 )

2018年4月現在

区分	所得要件	医療費金額(上限)	食事療養費(1ヶ月30日で計算)		
			回復期小入院料算定	65歳以上	
				回復期小入院料算定外	
			4階・5階病棟 医療区分Ⅱ・Ⅲ	4階・5階病棟 医療区分Ⅰ	
ア	年収1160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	252,600円+(医療費－84万2000円)×1% (140,100円)	41,400円  (1日：1380円)  (1食：460円)		
イ	年収約770万円～約1160万円 健保：標準報酬月額28万円以上53万円以下 国保：年間所得600万円超901万円以下	167,400円+(医療費－55万8000円)×1% (93,000円)			
ウ	年収370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上53万円未満 国保：年間所得210万円超600万円以下	80,100円+(医療費－26万7000円)×1% (44,400円)			
エ	～年収約370万円 健保：標準報酬月額28万円未満 国保：年間所得210万円以下	57,600円 (44,400円)			
オ	低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	35,400円 (24,600円)	90日まで 18,900円 (1日：630円) (1食：210円)	90日以上 14,400円 (1日：480円) (1食：160円)	18,900円  (1日：630円) (1食：210円)
	低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯)	24,600円	9,000円 (1日：300円) (1食：100円)		11,700円 (1日：390円) (1食：130円)

65歳以上の方は食事代以外に居住費がかかります

高額療養費制度

◇「限度額適用認定証」の申請方法

申請をすることにより、医療費の支払いが自己負担限度額ですみます。(保険料の滞納がない場合)

- ・申請に必要なもの：保険証、印鑑
- ・国民健康保険の申請窓口：市役所(国民健康保険課)、各支所(社会福祉事務所)
- ・協会けんぽの申請窓口：全国健康保険協会 岡山支部(郵送でも可)  
〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セトラビル8階 TEL 086-803-5780
- ・健康保険組合の場合は、各組合健保にお問い合わせください。

お願い 限度額適用認定証が手元に届きましたら、早めに受付にご提示ください。

◇1ヶ月の自己負担金が自己負担限度額(月額)を超えた場合

申請することにより、超えた分が高額療養費として支給されます。

- ・申請に必要なもの：領収書、保険証、印鑑、世帯主の振込口座のわかるもの
- ・申請窓口：上記と同様

◇ 高額療養費の支給が4回以上あるとき (多数該当)

過去12か月間に、一つの世界で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額は上記表の( )の額になります。

## ◇医療費・食事代減額制度

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請方法（適用は申請月からです）

対象：世帯に市民税がかかっていない場合

申請に必要な物：保険証、健康保険証、印鑑、領収書（90日以上入院している場合）

申請窓口：表面参照

\*低所得Ⅱに該当する場合

入院期間が過去1年間に90日以上超えた場合、さらに食事療養費が減額されます。

適用は申請翌月からです。

申請に必要な物：標準負担額減額認定証、印鑑、90日以上入院していることを証明する領収書

限度額適用・標準負担額減額認定証が届きましたら、  
受付にご提示をお願いします